

社会福祉法人 フローラ藤の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

- 2 本規程での役員とは、理事長・理事・評議員・監事・評議員選任解任委員とする。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う役員に対して役員報酬を支給することができる。
ただし、職員として法人から給与を支給されている役員は除外する。

- 2 法人業務とは次の内容とする。
 - (1) 定常的に事業所に赴き、法人に関して実施する業務。
 - (2) 理事会・評議員会・監査・評議員選任解任委員会等の会議に出席し、議事内容を検討する業務。

(支給額)

第3条 支給額は、第2条の2項の法人業務の内容に応じて別表にて定める。

- 2 支給は所得税を源泉徴収した額を支給する。

(支給日)

第4条 役員報酬は、毎月20日（支給日が銀行等休業日の場合は、前営業日）に支払う。理事会等の会議の場合はその都度出席役員に支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和4年6月18日から改正施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

(別表) 役員報酬支給額

- 法人業務の内容(1) 月額10万円を支払うことができる。
- 法人業務の内容(2) 1回につき所得税控除後5千円を支払うことができる。

以上